

厚生労働大臣の定める掲示事項等

令和8年7月1日現在

平成12年3月17日付厚生労働省掲示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

当院の一般病棟は、1日に22人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日に4人以上の看護補助者が勤務しております。尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【看護職員（看護師及び准看護師）】

- ・朝8時30分～夕方17時までの看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内（3階）
5人以内（5階）です。
- ・夕方16時30分～翌朝9時00分までの看護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内（3階）
（3階 3名夜勤 5階 3名夜勤）10人以内（5階）です。

【看護補助者】

- ・朝8時30分～夕方17時までの看護補助者1人あたりの受け持ち数は16人以内（3階）
10人以内（5階）です。

当院の地域包括ケア病棟は、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日に4人以上の看護補助者が勤務しております。尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【看護職員（看護師及び准看護師）】

- ・朝8時30分～夕方17時までの看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内（4階）です。
- ・夕方16時30分～翌朝9時00分までの看護職員1人あたりの受け持ち数は17人以内（2名夜勤）です。

【看護補助者】

- ・朝8時30分～夕方17時までの看護補助者1人あたりの受け持ち数は11人以内（4階）です。
- ・夕方16時30分～翌朝9時00分までの看護職員1人あたりの受け持ち数は32人以内（1名夜勤）です。

【関東信越厚生局長への届出に関する事項】

1. 当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- | | | |
|--------------------------|---------------------------------|---------------------|
| ●機能強化加算 | ●地域歯科診療支援病院歯科初診料 | ●地域歯科診療支援病院入院加算 |
| ●臨床研修病院入院診療加算（協力型） | ●歯科外来診療医療安全対策加算2 | ●歯科外来診療感染対策加算4 |
| ●電子的診療情報連携体制整備加算3（外来） | ●電子的診療情報連携体制整備加算2（入院） | ●電子的歯科診療情報連携体制整備加算2 |
| ●歯科診療特別対応連携加算 | ●救急医療管理加算 | ●地域加算 |
| ●医師事務作業補助体制加算1 30対1 | ●急性期一般入院基本料1 | ●診療録管理体制加算2 |
| ●重症者等療養環境特別加算 | ●急性期看護補助体制加算25対1（看護補助者5割以上） | ●療養環境加算 |
| ●感染対策向上加算1 | ●医療安全対策加算1 | ●救急搬送連携料2 |
| ●患者サポート体制充実加算 | ●急性期看護補助体制加算 夜間急性期看護補助体制加算100：1 | ●無菌製剤処理料 |
| ●地域包括ケア病棟入院料1 | ●入退院支援加算1 | ●地域支援・医薬品供給対応体制加算1 |
| ●地域包括ケア病棟入院料 看護職員配置加算 | ●看護職員処遇改善評価料 | ●看護職員夜間12対1配置加算1 |
| ●急性期看護補助体制加算 看護補助体制充実加算2 | ●救急外来医学管理料3 | ●データ提出加算 |
| ●せん妄ハイリスクケア加算 | ●小児科外来診療料 | ●病棟薬剤業務実施加算1 |
| ●外来・在宅ベースアップ評価料（I） | ●歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） | ●入院ベースアップ評価料 |

- 歯科技工所ベースアップ支援料

●院内トリアージ実施体制加算

●認知症ケア加算 3

●がん患者指導管理料ハ

●夜間休日救急搬送医学管理料 救急搬送看護体制加算

●喘息治療管理料

●肝炎インターフェロン治療計画料

●在宅患者歯科治療総合医療管理料

●在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（C－PAP）

●在宅がん医療総合診療料

●胃瘻造設時嚥下機能評価加算

●リハビリテーション初期加算

●脳血管リハビリテーション料（Ⅱ）

●がん患者リハビリテーション料

●顎関節人工関節全置換術

●上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）（歯科）下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）（歯科）

●医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 歯科治療時医療管理料

●二次性骨折予防継続管理料 1・2・3

●がん性疼痛緩和指導管理料

●ニコチン依存症管理料

●薬剤管理指導料

●在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

●持続血糖測定器加算 皮下連続式グルコース測定

●遠隔画像診断

●運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

●歯科口腔リハビリテーション料（Ⅱ）

●レーザー機器加算

●クラウン・ブリッジ維持管理料

●広範囲顎骨支持型装置埋込手術
- 小児抗菌薬適正使用支援加算

●口腔粘膜処置

●小児食物アレルギー負荷検査

●検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

●糖尿病透析予防指導管理料

●がん治療連携指導料

●在宅療養支援病院 3

●身体拘束最小化推進体制加算

●C T 撮影及びM R I 撮影

●呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

●金属床による総義歯の提供

●C A D／C A M 冠

●入院時食事療養（Ⅰ）

●口腔機能実地加算1

●歯科診療特別対応連携加算

2. D P C 医療機関別係数

1. 4 9 0 7

【保険外負担に関する事項】 ※価格はすべて税込表示となっています。
当院は、下記の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。

1. 入院関連

●おむつ代・リハビリパンツ	2 2 0 円／枚		● 選択食（B食）	1 9 円／食
●尿取りパッド	7 7 円／枚			

2. 自院による救急車搬送料および交通費

実費 ※交通費 基本料 1 K Mにつき 3 3 0 円
職員同乗者料 1, 1 0 0 円～7, 7 0 0 円

3. その他

- 浴衣 3, 0 8 0 円／枚

● 患者様希望の予防注射・衛生材料・薬剤・美容行為

● 死後処置 1 6, 5 0 0 円

● テレビ・冷蔵庫利用料 3 3 0 円／日
- 実費
- 付添寝具貸与 2 8 0 円／組

● 診断書（証明書）		保険会社用	7, 7 0 0 円	一般用	5, 5 0 0 円
身体障害者申請用	1 1, 0 0 0 円	警察提出用	1 1, 0 0 0 円	後遺症診断用	1 1, 0 0 0 円
死亡診断書	1 1, 0 0 0 円	自賠責証明書	1 1, 0 0 0 円	臨床調査個人票 新規	5, 5 0 0 円
受診状況証明	7, 7 0 0 円	健康診断書	2, 2 0 0 円	更新	3, 3 0 0 円
通院証明書	1, 1 0 0 円	治癒証明書	1, 1 0 0 円	領収証明書	1, 1 0 0 円

【特別療養に関する事項】

1. 特別な療養環境の提供

< 差額室料 >

金 額 (税込)													
301	305	315		401	405	415			501	505	515		550円／日
備品/設備				床頭台(テレビ・冷蔵庫・簡易金庫)・トイレ・洗面台									
303	307	313	317						503	507	513	517	7,700円／日
備品/設備				床頭台(テレビ・冷蔵庫・簡易金庫)・トイレ・洗面台・クローゼット・椅子・テーブル									
302	306	312	316						502	506	512	516	8,800円／日
備品/設備				床頭台(テレビ・冷蔵庫・簡易金庫)・トイレ・洗面台・シャワー・整理棚・椅子・テーブル									
300									500				13,200円／日
備品/設備				鍵付床頭台・テレビ・冷蔵庫・トイレ・洗面台・ユニットバス・電話・クローゼット・整理ダンス・椅子・テーブル・リクライニングチェア									
				400	403	407	413	417					5,500円／日
備品/設備				床頭台(テレビ・冷蔵庫・簡易金庫)・トイレ・洗面台・クローゼット・椅子・テーブル									
				402	406	412	416						6,600円／日
備品/設備				床頭台(テレビ・冷蔵庫・簡易金庫)・トイレ・洗面台・シャワー・整理棚・椅子・テーブル									

※利用料は入退室時間（0：00～24：00を徴収時間起算とする）に関わらず、日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

2. 入院が180日を超える入院（選定療養費）

入院療養の必要性は低いが、患者様の都合により180日を超えて入院する患者様（難病患者等入院診療加算を算定する患者様を除く）については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴うお世話、その他の看護に係わる料金として下記の金額を徴収致します。

一般病棟 3,092円／日 (税込) ※ 急性期一般入院基本料1 × 15%

【その他の事項】

入院食事療養費（I）

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。また、特別食として患者様の病状に合わせた食事の提供体制を整えております。

食事負担は1食あたり550円となります。調理が終了し、患者様の都合で摂取されなかった場合には食事代として患者様負担となりますのでご了承ください。

石 岡 第 一 病 院